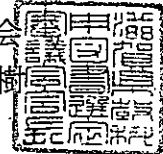


滋 教 審 第 1 号  
令和 2 年(2020 年) 4 月 30 日

滋賀県教育委員会 様

滋賀県教科用図書選定審議会  
会 長 白 井 重 樹



令和 3 年度において義務教育諸学校で使用する教科用図書の採択について (答申)

令和 2 年(2020 年) 4 月 1 0 日付け滋教委幼小中第 2 8 6 号で諮問のありましたこのことについては、第 1 次答申として別紙のとおり答申します。



## 令和2年度 滋賀県教科用図書選定審議会への諮問～答申（第1次）

### 諮問事項 1

令和3年度に中学校において使用する教科用図書の採択の適正を図るため、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令第8条に定める採択基準と選定に必要な資料について、御意見を賜りたい。

### 答 申

義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令第8条に定める採択基準および選定に必要な資料については、以下のとおりとすべきである。

#### 1 採択基準について

- (1) 義務教育諸学校で使用する教科用図書（以下「教科書」という。）の採択は、「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律」の規定に基づいて適正に実施すること。
- (2) 採択にあたっては、令和2年3月27日付け元文科初第1807号「教科書採択における公正確保の徹底等について（通知）」、令和2年3月27日付け元文科初第1806号「教科書採択の公正確保について（通知）」および令和2年3月27日付け元初教科第39号「令和3年度使用教科書の採択事務処理について（通知）」に基づき、専門的な教科書研究の充実を図るとともに、適正かつ公正な採択および開かれた採択を確保すること。
- (3) 調査研究にあたっては、次の観点について、教科（種目）ごとに行うこと。
  - A 知識及び技能
  - B 思考力・判断力・表現力等
  - C 学びに向かう力や人間性等
- (4) 令和3年度に中学校において使用する教科書の採択にあたっては、県教育委員会の示す「選定に必要な資料」を十分活用すること。
- (5) 特別支援学級において使用する教科書の採択にあたっては、以下のとおりとすること。
  - ① 令和3年度に特別支援学級において使用する教科書の採択にあたっては、県教育委員会の示す「選定に必要な資料」を十分活用すること。
  - ② 児童の障害の種別および程度を十分考慮し、採択すること。

#### 2 選定に必要な資料について

- (1) 通常の学級については、次のとおりとすること。
  - ア「中学校教科用図書選定に必要な資料（令和2年度作成）－中学校－」
- (2) 特別支援学級においては、選定に必要な資料に、次の資料を加えること。
  - イ「中学校特別支援学級教科用図書選定に必要な資料（令和2年度作成）－中学校特別支援学級－」
  - ウ「令和3年度用一般図書一覧」（文部科学省）

## 諮問事項 2

令和3年度に小学校および中学校の特別支援学級において使用する学校教育法附則第9条第1項に規定する教科用図書の採択の適正を図るため、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令第8条に定める採択基準と選定に必要な資料について、御意見を賜りたい。

### 答 申

義務教育諸学校で使用する教科用図書（以下「教科書」という。）の採択にあたっては、採択基準と選定に必要な資料について、「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律」の規定に基づき、以下の採択基準と選定に必要な資料を用いて適正に実施することとする。

#### 1 採択基準について

(1) 採択にあたっては、令和2年3月27日付け元文科初第1807号「教科書採択における公正確保の徹底等について（通知）」および令和2年3月27日付け元初教科第39号「令和3年度使用教科書の採択事務処理について（通知）」に基づき、専門的な教科書研究の充実を図るとともに、適正かつ公正な採択および開かれた採択を確保すること。

(2) 採択にあたっての留意事項

文部科学省検定教科書、文部科学省著作教科書および一般図書を学校教育法附則第9条第1項に規定する教科書として採択する場合は、次の事項に留意すること。

- ① 児童生徒の実態に応じた適切なものであること。
- ② 教科の主たる教材として、教育上適切なものであること。
- ③ 校種間、学年間で使用する教科書の内容の関連性を考慮するとともに、採択する図書の間の系統性も配慮すること。
- ④ 下学年の文部科学省検定教科書を使用する場合は、採択地区内のものと同一のものを採択すること。
- ⑤ 令和3年度に小・中学校および義務教育学校特別支援学級において使用する教科書の採択にあたっては、県教育委員会の示す「選定に必要な資料」を十分活用すること。

#### 2 選定に必要な資料について

教科書の選定に必要な資料は、以下のとおりとすること。

- ア「小学校特別支援学級教科用図書選定に必要な資料（2019年度作成）」
- イ「小学校教科用図書選定に必要な資料（2019年度作成）」
- ウ「中学校特別支援学級教科用図書選定に必要な資料（令和2年度作成）」
- エ「中学校教科用図書選定に必要な資料（令和2年度作成）」
- オ「令和3年度用一般図書一覧（文部科学省）」
- カ「令和2年3月末現在において絶版、在庫不足等の理由により供給不能となっている図書一覧」

### 諮問事項3

令和3年度に滋賀県立中学校において使用する教科用図書を採択するための基本方針について、御意見を賜りたい。

#### 答 申

滋賀県立中学校において令和3年度に使用する教科用図書を採択する基本方針は次の案のとおりとすべきである。

#### 滋賀県立中学校において令和3年度に使用する教科用図書の採択に関する基本方針

- 1 義務教育諸学校で使用する教科用図書（以下「教科書」という。）の採択は、「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律」の規定に基づいて適正に実施するものとする。
- 2 採択にあたっては、令和2年3月27日付け元文科初第1807号「教科書採択における公正確保の徹底等について（通知）」、令和2年3月27日付け元文科初第1806号「教科書採択の公正確保について（通知）」および令和2年3月27日付け元初教科第39号「令和3年度使用教科書の採択事務処理について（通知）」に基づき、専門的な教科書研究の充実を図るとともに、適正かつ公正な採択および開かれた採択を確保するものとする。
- 3 校長は、教科書の選定に係る調査のため調査員を置くものとする。  
調査員は、「中学校教科用図書選定に必要な資料（令和2年度作成）－中学校－」を十分活用し、専門的かつ十分な調査を行い、その結果を校長に報告するものとする。
- 4 校長は、調査員からの報告を受け、選定委員会を主宰し、教科書の選定を行い、その結果を滋賀県教育委員会へ申請するものとする。  
選定委員会は、中学校学習指導要領の趣旨および各教科の「目標」や「内容」を十分に踏まえ、学校の教育目標ならびに各観点等に対応した適切な教科書の選定について検討するものとする。
- 5 県教育委員会は、校長からの申請を受け、令和3年度に滋賀県立中学校において使用する教科書の採択を行うものとする。

#### 諮問事項 4

令和3年度に滋賀県立特別支援学校小・中学部において使用する教科用図書を採択するための基本方針について、御意見を賜りたい。

答 申

令和3年度に滋賀県立特別支援学校小・中学部において使用する教科用図書の採択案を作成するための滋賀県立特別支援学校小学部および中学部教科用図書の採択に関する基本方針は、次の案のとおりとすべきである。

#### 滋賀県立特別支援学校小学部および中学部教科用図書の採択に関する基本方針

- 1 義務教育諸学校で使用する教科用図書（以下「教科書」という。）の採択は、「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律」の規定に基づいて適正に実施するものとする。
- 2 採択にあたっては、令和2年3月27日付け元文科初第1807号「教科書採択における公正確保の徹底等について（通知）」および令和2年3月27日付け元初教科第39号「令和3年度使用教科書の採択事務処理について（通知）」に基づき、専門的な教科書研究の充実を図るとともに、適正かつ公正な採択および開かれた採択を確保するものとする。
- 3 校長は、教科書の選定に関し、調査員会および選定委員会を設置するものとする。  
調査員会は、「県立特別支援学校小学部・中学部 教科用図書調査研究における観点」を十分活用し、専門的かつ十分な調査研究を行い、その結果を校長に報告するものとする。
- 4 校長は、調査員会からの報告を受け、選定委員会を主宰し、教科書の選定を行い、その結果を滋賀県教育委員会へ申請するものとする。
- 5 選定委員会は、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領の趣旨および各教科の「目標」や「内容」を十分に踏まえ、各学校の教育目標、教育課程に相応し、かつ児童生徒の実態に応じた最も適切な教科書の選定について検討するものとする。
- 6 県教育委員会は、各校における教科書の選定にあたり、学校に対し十分な指導・助言を行い、校長からの申請を受け、教科書の採択を行うものとする。

## 諮問事項5

審議会委員の任期満了後に、絶版、在庫不足等の理由により新たに採択を行う必要が生じた場合の取扱いについて、御意見を賜りたい。

## 答 申

各採択権者は、9月1日以後の教科用図書の絶版、在庫不足等の理由により新たに採択を行う必要が生じたときは、「選定に必要な資料」等を参考にして、採択地区内で綿密な研究協議を行い適切な教科用図書を採択すること。

